

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市食品衛生対策要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「大会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関、団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

（2）食品取扱施設等に対する監視、指導及び検査

食品取扱施設等に対する監視、指導及び検査を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

（3）土産食品の衛生対策

土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導及び検査を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

（4）会場等における食品販売店対策

競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生の指導を行う。

（5）健康診断

食中毒の発生予防を重点とした健康診断の実施を励行するよう指導し、病原体保有者の発見に向けた検査を実施する。

ア 対象者

（ア）大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

（イ）大会参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

（ウ）競技会場等において食品を提供する提供する売店の従事者

（エ）その他実行委員会が必要と認めた者

イ 実施時期及び回数

対象者に対して、大会前に1回実施する。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合には再検査を実施することができる。

ウ 病原体保有者に対する対策

検査の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき必

要な対策を講じる。

(6) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係機関・団体と協議の上、別に定める。また、競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和元年11月8日から施行する。